

報道関係各位

令和4年9月28日
独立行政法人日本スポーツ振興センター
スポーツ振興事業部

スポーツ振興くじの取扱いについて (9月28日14時00分時点)

スポーツ振興くじについて、以下の指定試合(J1リーグ第31節)が中止となりました。

【中止が決定した指定試合】

10月1日(土)開催 「清水エスパルス vs ジュビロ磐田」

(※詳細はJリーグ「NEWS RELEASE」をご確認ください。)

つきましては、その決定を踏まえまして、くじ種ごとに次のとおり取り扱います。

【第1回「WINNERサッカー1試合予想」】

スポーツ振興投票の実施等に関する法律第17条第1項、第3項及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則第7条第2項第1号に基づき、当該指定試合に係る第1回「WINNERサッカー1試合予想」は不成立となりますので、対象となるスポーツくじチケットをお持ちのお客様につきましては、ご購入代金を返還させていただきます。

返還方法その他詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

お客様がお買い上げになりましたスポーツくじチケットにつきましては、返還の際に必要となりますので、保管くださいますようお願いいたします。

【第1329回「toto」、「mini toto-A組」、「totoGOAL3」、「BIG」、「100円BIG」、「BIG1000」、「mini BIG」、「MEGA BIG」】

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則第5条第1項第1号及びスポーツくじ約款第6条第11項に基づき、当該指定試合は開催されなかったものとみなし、第1329回「toto」、「mini toto-A組」、「BIG」、「100円BIG」、「BIG1000」及び「mini BIG」の当該指定試合に投票された「1」「0」「2」、「MEGA BIG」の当該指定試合に投票された「1」「2」「3」「4」並びに、「totoGOAL3」の当該チームに投票された「0」「1」「2」「3」は、いずれも合致したものと取り扱います。

【参考1】

○スポーツ振興投票の実施等に関する法律

(スポーツ振興投票券の発売の特例)

第17条 指定試合等又は特定指定試合等の開催が文部科学省令で定める数に満たなかったときその他文部科学省令で定める事由に該当することとなったときは、その指定試合等又は特定指定試合等に係るスポーツ振興投票券は、発売されなかったものとみなす。

3 センターは、前二項の規定により発売されなかったものとみなされたスポーツ振興投票券の券面金額に相当する金額を、そのスポーツ振興投票券と引換えに、これを所有する者に返還金として交付する。

○スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則(抄)

(指定試合の結果等の確定及び通知)

第5条 法第23条第1項に規定する機構(以下単に「機構」という。)が法第12条の規定により指定試合の結果等を確定しようとする場合において、その指定試合等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定試合等は開催されなかったものとみなす。

一 第3条第1項の期日又は期間に指定試合等が開始されなかったとき。

(法第17条第1項の文部科学省令で定める数及び事由)

第7条

2 法第17条第1項の文部科学省令で定める事由は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

一 センターが、第3条第1項の期日又は期間より前に、機構から前項の数を満たす指定試合等が開催されない旨の通知を受けたとき、又は指定組織が公表し、若しくは照会に応じて回答した情報に基づき前項の数を満たす特定指定試合等が開催されないことを確認したとき。

○スポーツくじ約款(抄)

(試合結果等の取扱い)

第6条

11 指定試合等又は特定指定試合等の開催が、最低成立試合数又は最低成立競技会数を満たし、スポーツくじチケットが発売された場合には、前5項又はスポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則の規定により開催されなかったものとみなされた指定試合等又は特定指定試合等に係る投票内容は、すべて合致したものとして取り扱います。

【参考2】スポーツ振興くじ最低成立試合数について

くじ種	予想系くじ				非予想系くじ			
	WINNER 1試合予想	toto	mini toto	totoGOAL3	BIG/ 100円BIG	MEGA BIG	BIG1000	mini BIG
指定試合数	1試合	13試合	5試合	3試合	14試合	12試合	11試合	9試合
最低成立 試合数	1試合	9試合 (4試合中止 まで)	3試合 (2試合中止 まで)	2試合 (1試合中止 まで)	10試合 (4試合中止 まで)	8試合 (4試合中止 まで)	8試合 (3試合中止 まで)	6試合 (3試合中止 まで)

(参照条文)スポーツ振興投票の実施等に関する法律第17条第1項、同法施行規則第7条第1項